

○周防大島町情報公開審査会規則

平成16年10月1日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、周防大島町情報公開条例（平成16年周防大島町条例第11号）

第16条第8項の規定に基づき、周防大島町情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を統括し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の公開)

第4条 会議の議事は、審議する内容が公開することに適さないと審査会が認める場合を除き、原則公開とする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、政策企画課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年5月30日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。